

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)	
地域名 (地域内農業集落名)	今福1 (浦、坂野、仏坂)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 10 月 2 日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地域等直接支払交付金事業を活用している地域では農業者、農業者以外の地域住民が一体となり農地の保全・管理に努めている。しかし、農業従事者の高齢化や担い手等の不足により現状を維持するのが精一杯となっている。地域の農地については、段差や不整形な狭小地も多く、作業効率が低く、管理の行き届かない山間部から荒廃化する農地も発生している。

有害鳥獣対策として、防護柵を設置しているところでも被害を受けている箇所がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、水稻を中心に果樹、茶などが作付けされている。離農者や受け手がなくなった圃場の荒廃化を防ぐため、地域の担い手が有効活用できるよう圃場の集約・集積を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、地域内外の担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者のいない農地等については、農地中間管理機構に貸し付ける方向で検討し、担い手への集約を段階的に行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備を行っていない地域については、中山間地域直接支払交付金事業を活用し老朽化した水路や農道等の補修・管理を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から経営体を募り、担い手を確保し集積することで農地の維持を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がいないため、地域の担い手などが作業の一部を受託するなどしており、今後も地域全体での取り組みが必要である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの防護柵を設置している箇所でも被害が発生している状況にあるため、維持・管理の徹底を図る。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。